

第二号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の由布市の項中「阿蘇野小学校、」を削り、同部のへき地学校に準ずる学校の款の別府市の項中「朝日小学校湯山分校、」を削り、同表の中学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項を削り、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるので提案する。

○職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部</p> <p>第一級学校 東国東郡 姫島小学校 速見郡 南端小学校 玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校 中津市 深水小学校 日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校 佐伯市 直川小学校 竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校 杵築市 大田小学校 宇佐市 南院内小学校 由布市 塚原小学校 第二級学校～第五級学校（略） へき地学校に準ずる学校 別府市 東山小学校 中津市 津民小学校 佐伯市 米水津小学校 津久見市 長目小学校 竹田市 菅生小学校、都野小学校 国東市 武蔵西小学校</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部</p> <p>第一級学校 東国東郡 姫島小学校 速見郡 南端小学校 玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校 中津市 深水小学校 日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校 佐伯市 直川小学校 竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校 杵築市 大田小学校 宇佐市 南院内小学校 由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校 第二級学校～第五級学校（略） へき地学校に準ずる学校 別府市 朝日小学校湯山分校、東山小学校 中津市 津民小学校 佐伯市 米水津小学校 津久見市 長目小学校 竹田市 菅生小学校、都野小学校 国東市 武蔵西小学校</p>

中学校の部	
<p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校 速見郡 南端中学校</p> <p>(削る)</p> <p>日田市 前津江中学校、五馬中学校 佐伯市 直川中学校 竹田市 直入中学校</p> <p>第二級学校</p> <p>(削る)</p> <p>日田市 津江中学校 佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校 津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校</p> <p>第三級学校くへき地学校に準ずる学校 (略)</p> <p>別表第二(第四条関係) (略)</p>	<p>第一級学校</p> <p>東国東郡 姫島中学校 速見郡 南端中学校</p> <p>玖珠郡 山浦中学校、古後中学校</p> <p>日田市 前津江中学校、五馬中学校 佐伯市 直川中学校 竹田市 直入中学校</p> <p>第二級学校</p> <p>玖珠郡 日出生中学校</p> <p>日田市 津江中学校 佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校 津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校</p> <p>第三級学校くへき地学校に準ずる学校 (略)</p> <p>別表第二(第四条関係) (略)</p>

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるため

2 改正内容

別表第1中、次に掲げる小学校及び中学校について削除（5校）を行う。

市町村名	学 校 名	級別区分	備 考
別府市	朝日小学校湯山分校 ^{ゆやま}	へき地学校に 準ずる学校	〔削除〕（休校⇒H31廃校 朝日小に統合）
由布市	阿蘇野小学校 ^{あそ}	第一級学校	〔削除〕（H31廃校 西庄内小に統合）
玖珠町	山浦中学校 ^{やまうら} 古後中学校 ^{こご} ----- 日出生中学校 ^{ひじゅう}	第一級学校 ----- 第二級学校	〔削除〕（H31廃校 7校を1校に統合） 森中、日出生中 玖珠中、北山田中 八幡中、古後中 山浦中（休校中） ⇒ くす星翔中* （H31.4.1新設） *旧森高校の校舎を使用

3 施行期日

公布の日から施行する。